

九州大学「未来を拓く博士人材育成のためのオープンプラットフォーム型教育システムの構築」プロジェクト規程

令和3年度九大規程第86号  
制定：令和3年10月1日  
最終改正：令和5年3月31日  
(令和4年度九大規程第118号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学「未来を拓く博士人材育成のためのオープンプラットフォーム型教育システムの構築」プロジェクト（国立研究開発法人科学技術振興機構の助成事業「次世代研究者挑戦的研究プログラム」により九州大学（以下「本学」という。）が行うプロジェクト。以下「プロジェクト」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 プロジェクトは、優れた博士後期課程等の学生に生活費相当額及び研究費（以下「研究奨励費等」という。）を支給することなどを通じ、主体的に融合的研究に専念できる環境を整備し、高い研究能力に加えて俯瞰力、学際性、国際性や幅広く高度なトランスファラブルスキルを育むとともに、キャリアパスの拡大にむけた支援の提供に一体的に取り組み、我が国の科学技術を発展させ、イノベーションを創出することのできる卓越した博士人材を育成することを目的とする。

(未来創造コース)

第3条 プロジェクトにおいて、キャリア開発・育成コンテンツを一体的に提供し、国際的に卓越した力量を有する博士課程学生を育成するため、本学大学院に、研究奨励費等を支給する博士課程の学生が所属する博士課程コース「未来創造コース」（以下「未来創造コース」という。）を置く。

2 未来創造コースは、博士課程に設置する全学横断型のコースとする。

(事業統括)

第4条 本学にプロジェクトを統括管理する責任者として事業統括を置き、本学の教職員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 事業統括は、次に掲げるプロジェクトの実施に係る重要事項を統括管理し、これらの事項に関する決定権を有するものとする。

- (1) プロジェクトにより支援対象となる学生の選抜及び決定
- (2) 事業統括配分経費の配分方法及び配分額の決定
- (3) 未来創造コースの運営等及びキャリア開発・育成コンテンツの提供に関する事項
- (4) その他プロジェクトの運営に関する重要事項

(運営チーム)

第5条 プロジェクトを円滑に実施するため、事業統括のもとに運営チームを置き、次に掲げるチームをもって組織する。

- (1) 運営コアチーム
- (2) 運営推進チーム
- (3) 事業支援チーム

2 前項の運営チームに関し必要な事項は、別に定める。

(コース生の申請資格)

第6条 コース生となるための申請をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 研究奨励費等の支給対象となる期間の初日（以下「基準日」という。）において、本学に在籍する者
- (2) 基準日において、次に掲げるいずれかに該当する又は該当する見込みである者
  - イ 標準修業年限3年の博士後期課程に在籍し、かつ、在学期間が36か月未満の者  
(この場合において、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）第35条第5項の規定にかかわらず、休学期間の合計が6か月未満の場合には、当該休学期間を在学月数に算入する。以下同じ。)
  - ロ 標準修業年限5年の一貫制博士課程3年次から5年次相当に在籍し、かつ、在学期間が25か月以上、60か月未満の者
  - ハ 標準修業年限4年の博士課程に在籍し、かつ、在学期間が48か月未満の者
- (3) キャリア開発及びトランスファラブルスキル育成コンテンツ科目を積極的に受講し、かつ、自らの能力と可能性を高めようとする意欲を有している者

2 前項の規定にかかわらず、基準日において次の各号のいずれかに該当する者は、前項の申請を行うことができないものとする。

- (1) 九州大学先導的人材育成フェローシップ事業のフェローとして採用されている者及び申請中の者
- (2) 九州大学マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラムに在籍している者
- (3) 九州大学博士課程教育リーディングプログラムに在籍している者
- (4) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員として採用されている者
- (5) 国、民間団体等（以下「国等」という。）から奨学金等を受けており、国等により、当該奨学金等以外の資金援助を受けることが認められていない者
- (6) 国費外国人留学生制度による支援を受けている者
- (7) 母国からの奨学金等の支援を受けている外国人留学生
- (8) 本学、企業等から、又は自身が起業し、第14条に定める生活費相当額を超える給与及び役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる者
- (9) 本学の他の教育プログラムからの支援を受けている学生が、本プロジェクトへの参画にあたり、当該プログラム責任者からの承認を得られていない者

(コース生の申請)

第7条 コース生となることを希望する者は、本学が指定する期日までに、所定の書類を事

業統括に提出しなければならない。

(コース生の審査方針)

第8条 コース生となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自身の博士論文研究における課題設定に至る背景と研究目的が、専門外の研究者にも判るように示されており、かつ、その着想が優れていること。
- (2) 研究の方法に独創性があり、研究課題の今後の展望が示されていること。
- (3) 自身の研究遂行力の自己分析を踏まえ、未来創造コースにおける他の研究分野との融合研究について具体的な構想を有していること。
- (4) 我が国の学術・科学技術の将来やイノベーションを担う優れた研究者となることが十分期待できること。

(コース生の選考等)

第9条 事業統括は、第7条に基づき申請を行った者について前条に定める審査方針に基づき選考を行い、運営コアチームの議を経てコース生を決定する。

- 2 前項の決定は、原則として研究奨励費等の最初の支給対象となる月の月末までに行う。
- 3 事業統括は、研究奨励費等の支給開始日までに、本学ウェブサイトにおいて、コース生の氏名を公表する。
- 4 事業統括は、第17条第1項の規定により研究奨励費等の支給を停止する又はコース生の資格を取り消すこととなった場合、運営コアチームの議を経て、新たなコース生候補者を選考することができる。
- 5 事業統括は、研究奨励費等の支給を停止する又はコース生の資格を取り消すこととなった者(以下「前任コース生」という。)が生じた場合、前項により選考されたコース生候補者から、運営コアチームの議を経て、新たなコース生の決定を行う。この場合において、新たなコース生は、原則として前任コース生と同じ学年に在学する者(在学期間から算定する在学年次が同等の者をいう。)とする。
- 6 前項の規定によりコース生として決定された者に対する研究奨励費等の金額及び支給期間は、第14条及び第15条の規定に関わらず、前任コース生が既に受給した生活費相当額及び使用した研究費の残額の範囲内並びに前任コース生の当初の支給予定期間から既に研究奨励費等を受給した期間を除いた期間の範囲内とする。

(授業科目、履修方法等)

第10条 未来創造コースの授業科目及び履修方法は、別表1のとおりとする。

- 2 未来創造コースにおいて、他の学府、専攻又は学部の課程における授業科目を履修することができる。
- 3 前項の規定により修得した授業科目の単位は、未来創造コースの修了要件に充当することができる。

(修了要件)

第11条 未来創造コースの修了要件は、前条に規定する履修方法に基づき、所定の授業科

目の単位を修得することとする。

(修了の認定及び修了証の交付)

第12条 未来創造コースの修了要件を満たした者は、修了の認定を受け、その旨を証する修了証の交付を受けることができる。

2 修了証の様式は、別記様式のとおりとする。

(コース生の義務及び履行状況確認等)

第13条 コース生は、あらかじめ定めた研究計画に基づき、学業及び研究に努めなければならない。

2 コース生は、毎年度1回以上、研究の進捗状況について、事業統括に報告するものとする。なお、事業統括が求めた場合には、研究の進捗及び研究費の使用に関する状況等について必要な報告を行わなければならない。

3 コース生は、研究を行うにあたっては、本学が定める諸規則等を遵守し、自らの良心と良識に従って、社会の信頼と期待に応え得る研究活動の遂行に努めなければならない。

4 コース生は、本学の指定する研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講しなければならない。

5 コース生は、事業により得た研究成果を発表する場合、事業により助成を受けたことを表示しなければならない。

6 コース生は、キャリア開発・育成コンテンツによる育成効果の検証のため、本コース修了後、10年程度の間、本学が実施するキャリア追跡調査に協力しなければならない。

7 運営推進チームは、第1項から第5項に定める義務の履行状況に疑義がある場合は確認のための書類の提出を命じる又は面談の実施を行うなど、コース生が適正に義務を履行するよう指導を行う。

8 運営推進チームは、前項に基づく義務の履行状況の確認結果及び指導の状況を、運営コアチームに報告する。

9 事業統括は、前項の報告の際に運営コアチームの意見を聞いて、毎年度コース生の義務履行状況を確認の上、次年度の研究奨励費等の支給継続の可否を決定する。

(コース生の研究奨励費等の額)

第14条 コース生の1人当たりの研究奨励費等の年額は、次の表に掲げるとおりとする。

1人当たりの研究奨励費等(年額)	
生活費相当額	研究費
240万円	最大50万円

2 前項に定める研究費については、コース生の研究計画及び年度ごとの中間報告書を基に事業統括が運営コアチームの意見を聞いて調整するものとする。

(研究奨励費等の支給期間)

第15条 研究奨励費等の支給の始期は本学がコース生として決定した月とし、研究奨励費等の支給の終期は当該コース生が在籍する課程の標準修業年限を満了した月とする。

ただし、第18条第1項の規定により研究奨励費等の支給を再開した場合は、当該停止期間を限度として、支給期間を延長することができる。

(研究奨励費等の支給方法等)

第16条 生活費相当額は、原則として毎月21日(その日が土曜日又は日曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)が定める休日にあたるときは当該日の直前の休日でない日)に、第14条に定める額を12で除した額を、コース生が指定する口座への振込みにより支給する。

2 研究費は、第14条に定める額の範囲で研究に必要な経費として認められた場合に使用できることとし、その執行は、国立大学法人九州大会計規則(平成16年度九大会規第1号)その他本学が定める諸規則等に基づき適正に行わなければならない。なお、研究費の不正使用が認められた場合には、既に使用した研究費について返納させることがある。

3 研究奨励費等の支給期間の開始日が月の中途であった場合、当該月の生活費相当額の手給額は、別表2に定めるとおりとする。

(研究奨励費等の支給停止等)

第17条 次の各号のいずれかに該当することとなったコース生は、研究奨励費等の支給を停止し、又はコース生の資格を取り消す。

- (1) 第6条第2項各号のいずれかに該当する場合
- (2) 休学(第13条第1項から第5項までに規定するコース生の義務を引き続き遂行できる場合を除く。)若しくは退学し又は除籍(第4号に該当する場合を除く。)となった場合
- (3) 出産、育児等の事情により、事業統括が特に配慮が必要と認めた場合
- (4) 死亡した場合
- (5) 懲戒処分を受けた場合
- (6) 毎年度実施する適格認定において、事業統括が第13条第1項から第5項までに規定するコース生の義務を履行していないと認めた場合
- (7) 学業及び研究に努めない又は性行が不良である等、事業統括が研究奨励費の受給者として不適格であると認めた場合
- (8) 日本国政府による日本への入国制限、疾病等の影響による移動制限等により、コース生が入国できていない場合

2 研究奨励費等の支給の停止又は受給資格の取消しが行われた日が月の中途であった場合、当該月の生活費相当額の手給額は、別表2に定めるとおりとする。

3 事業統括は、前項により定める金額以上の生活費相当額が既に振り込まれた場合は、当該コース生に対して当該差額分の返納を請求し、当該コース生は速やかにこれを返納しなければならない。ただし、第1項第4号に該当する場合はこの限りでない。

4 事業統括は、既に支給した研究費に、研究奨励費等の支給の停止又は受給資格の取消し

が行われた日の翌日以降の研究に係る経費が含まれていた場合は、当該コース生に対して当該経費の額について返納を請求し、当該コース生は速やかにこれを返納しなければならない。ただし、第1項第4号に該当する場合はこの限りでない。

(研究奨励費等の支給再開)

第18条 前条第1項の規定により研究奨励費等の支給を停止した者について、停止事由が消滅し、支給を再開することが適切であると事業統括が認めた場合には、研究奨励費等の支給を再開することができるものとする。

2 前項により研究奨励費等の支給を再開する日が月の中途であった場合の生活費相当額の支給額については、第16条第3項の定めを準用する。この場合において、同条及び別表2中「支給期間の開始日」とあるのは「支給を再開する日」と読み替えるものとする。

(事務)

第19条 プロジェクトに関する事務は、事務局関係各課等、関係各部署等の協力を得て、学務部学務企画課において処理する。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

2 この規程施行後最初の第6条第1項第1号に定める基準日は、令和3年10月1日とする。この場合において、令和3年10月からコース生となる者の認定は、第9条第2項の規定にかかわらず、同年10月末日までに行うこととする。

3 令和3年度に博士課程の最終学年に在籍する者については、第8条第1項第3号の規定は適用しない。

附 則(令和4年度九大規程第16号)

この規程は、令和4年8月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の九州大学「未来を拓く博士人材育成のためのオープンプラットフォーム型教育システムの構築」プロジェクト規程第6条第2項第7号、第15条及び第17条第1項第8号の規定は令和3年10月1日から適用し、第9条第2項の規定は令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和4年度九大規程第118号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第10条第1項関係）

未来創造コース

一 履修方法

1 本コースに係る授業について、必修科目群[1][2]、ならびに選択科目群[3]-[10]から2科目群以上（計4科目群）を修得しなければならない。

- (1) 科目群「創発科目」（必修）
- (2) 科目群「リサーチプロポーザル」（必修）
- (3) 科目群「院生融合プロジェクト」、「融合教育科目・副専攻プログラム群」、「アントレプレナーシップ養成科目群」、「国際力養成科目群」、「短期留学・海外研修」、「レジリエンス養成科目」、「キャリア開発科目群」、「インターンシップ」から2科目群以上

二 授業科目等

科目群	科目	選択・必修の別
[1]創発科目	創発科目	必修
[2]リサーチプロポーザル	リサーチプロポーザル	必修
[3]院生融合プロジェクト	院生融合プロジェクト	選択
[4]融合教育科目・副専攻プログラム群	人社系副専攻プログラムの指定科目	選択
	大学院基幹教育科目の各科目	
	副専攻型プログラム「データサイエンス実践特別講座」の各科目	
	「グリーンケミストリー」	
[5]アントレプレナーシップ養成科目群	ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター開講科目の各科目	選択
[6]国際力養成科目群	(I)創発英語科目（英語版 3MT）	選択
	(II)JICA 開発大学院連携プログラム『Understanding JAPAN ～日本を知るためのプログラム～』	
	(III)COIL 型教育	
	(IV) Kyushu U 3MT Competition	
[7]短期留学・海外研修	短期留学・海外研修	選択
[8]レジリエンス養成科目	レジリエンス養成科目	選択
[9]キャリア開発科目群	キャリア開発科目群	選択
[10]インターンシップ	インターンシップ	選択

別表2（第16条第3項及び第17条第2項関係）

区 分	生活費相当額の支給額
支給期間の開始日が当該月の15日以前の場合	当該月分の全額
支給期間の開始日が当該月の16日以降の場合	当該月分の2分の1の額を減額した額
支給停止の日又は受給資格が取消しとなった日が当該月の15日以前の場合	当該月分は支給しない
支給停止の日又は受給資格が取消しとなった日が当該月の16日以降の場合（当該日が月の末日である場合を除く。）	当該月分の2分の1の額を減額した額
支給停止の日又は受給資格が取消しとなった日が当該月の最終日の場合	当該月分の全額

別記様式（第12条第2項関係）

第 号

# 修了証

氏名 年 月 日生

九州大学大学院博士課程未来創造コースを修了したことを証する。

九州大学総長 年 月 日  
○ ○ ○ ○

No.

# *Certificate of Completion*

Name

The date of birth:

has completed the requirements of  
Kyushu University Doctoral “Future-Creation (MIRAI)” Course  
and is awarded this certificate.

Given by

President, Kyushu University

This \_\_\_\_\_ Day of \_\_\_\_\_ Year of \_\_\_\_\_.